

農地法第3条許可申請書・届出の手引き

◎ 農地を売買や贈与、賃貸借等の権利を設定する場合は、農業委員会の許可が必要です。

① 最低経営面積（下限面積）の制限

譲受人が現在の経営面積に、取得あるいは権利の設定をしようとする農地の面積も含め耕作面積が30アールに達しない場合は、3条の許可はできません。

② 許可申請提出書類

提出書類		提出先・発行機関など	部数
申請書		階上町農業委員会	3部
土地の全部事項証明書		法務局	各1部
公図		法務局	
案内図（添付できない場合は窓口で聞き取りします）			
譲受人が町外居住者	譲受人の耕作証明	居住地の農業委員会	
	譲受人の世帯全員の住民票	居住地の市町村役場	
譲渡人が町外居住者	譲受人の住民票（本人分）	居住地の市町村役場	
新規取得及び法人	営農計画書	階上町農業委員会	
法人の場合	法人の全部事項証明書	法務局	
	定款の写し		
農業生産法人の場合	組合員名簿又は株主名簿の写し		
賃貸借及び使用貸借の場合	賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し		
その他参考となる書類			

③ 申請・届出処理手順

- 【1】 申請・毎月25日締切（25日が閉庁日の場合は前日）
- 【2】 現地確認・30日前後
- 【3】 総合審議・翌月10日頃
- 【4】 許可書交付・総合審議の翌日